



平成28年10月1日から

福井県屋外広告物条例が変わります

～ 屋外広告物の設置ルールが改正されました ～

福井県には越前海岸、足羽山、熊川宿などの美しい自然や歴史的な街並みなど、優れた景観が数多くあります。こうした豊かな自然、歴史・文化を生かした観光地の魅力ある景観を創出するとともに、美しい田園や里地里山の原風景を保全し、良好な景観づくりを進めるため、福井県屋外広告物条例が改正されました。

屋外広告物を表示（設置）する際のルールが平成28年10月1日から変わります。

おくがっこうこくぶつ 屋外広告物とは

◇「屋外広告物」とは、次に掲げるものを指します。

- ①常時または一定の期間継続して、
- ②屋外で、
- ③公衆に表示されるものであって、
- ④看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたものやこれらに類するもの



◇屋外広告物を表示（設置）するときは、原則「市長または町長の許可」が必要です。

分類	案内広告物	自家用広告物	一般広告物
意義	事業所等に案内するために設置する広告物で、案内しようとする事業所等の名称および当該事業所等に案内する方向が表示されているもの	自己の氏名・名称、事業内容等を表示するため、自己の事業所等建物の敷地に表示（設置）する広告物	左記以外の広告物
イメージ			

屋外広告物規制の見直し

注) 以下の内容は主なものであり、全てを掲載しているわけではありません。

◇主な見直し内容

見直し項目	見直しの内容
地域の景観特性に応じ、メリハリのある規制に細分化	○現行条例における規制地域を5つに細分化 ・現在の規制地域を見直し、自然・歴史、観光地、田園・里地里山、市街地など地域の景観特性に応じて設置基準を改正
良好な景観形成に向け、新たな規制を導入	○観光地周辺の規制を導入 ・福井県を代表する観光地周辺の300m範囲を禁止地域に指定し、魅力ある景観を創出
	○観光ルートにおける規制を導入 ・主要観光地などへの連絡道路等沿いの300m範囲を禁止地域に指定し、自然景観や田園風景等を保全
	○北陸新幹線沿線の規制を新たに導入 ・北陸新幹線の開通前に沿線500m範囲を禁止地域に指定し、新幹線車窓から眺望できる田園や里地里山等の風景を保全
	○文化、教養施設周辺の規制を導入 ・県が管理する文化・教養施設および大規模な都市公園の周辺300m範囲を禁止地域に指定し、周辺に広がる田園風景等を保全
都市のシンボルとなる自然景観の保全に向け、新たな規制導入	○足羽川、足羽山、西山公園周辺の規制を導入 ・周辺の一定区域を特定制限地域とし、視点場から眺望できる屋上広告の設置を禁止する等、眺望景観を保全
交通安全確保に向け、新たな規制を導入	○信号交差点周辺の規制を導入 ・国道、県道など事故の危険性が高い、信号交差点の周囲30m範囲内の一般・案内広告物の設置を原則禁止

条例の改正内容

注) 規制対象となる地域、場所等については、各市町にお問い合わせください。

(1) 地域特性に応じたメリハリのある規制

・現行の禁止地域、許可地域の地域区分について、景観の特性に応じて5つの区分に細分化し、地域区分ごとにメリハリのある規制に改正されます。

<改正前>

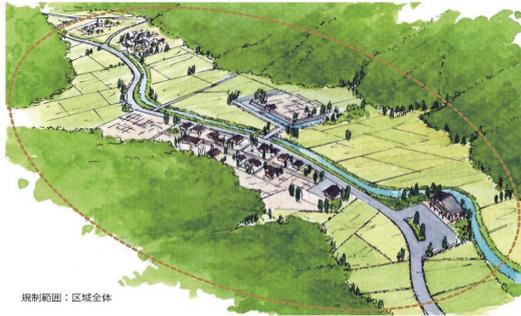
区分	区域
禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区 ・重要文化財、重要有形文化財など ・史跡、名勝、天然記念物 ・伝統的建造物群保存地区 ・自然環境保全地域 ・国定公園、都市公園 ・駅前広場 ・図書館、博物館など
許可地域	禁止地域以外の県内全域 (商業地域、工業地域など)

<改正後>

区分	区域
第1種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区 ・重要文化財、重要有形文化財など ・史跡、名勝、天然記念物 ・伝統的建造物群保存地区 ・重要文化的景観の地域 ・自然環境保全地域 ・国定公園、都市公園 ・駅前広場 ・図書館、博物館など
第2種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡、名勝、文化財の周囲300m ・国定公園内や観光地周辺道路の両側300m
第3種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路、自動車専用道路の両側500m ・北陸新幹線の両側500m ・観光ルート、幹線道路の両側300m ・都市公園、図書館などの周囲300m ・低層、中高層住居専用地域
特定制限地域	・都市のシンボルとなる自然景観区域 (足羽山・足羽川、西山公園の景観保全)
許可地域	・禁止地域および特定制限地域以外の県内全域 (商業地域、工業地域など)

(2) 規制区分のイメージ

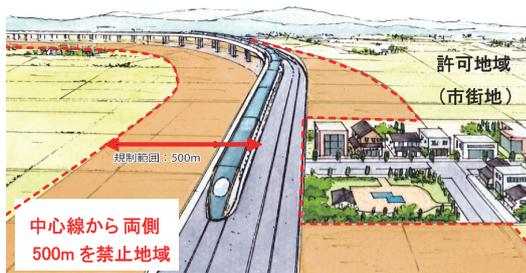
○史跡名勝【第1種禁止地域】



○観光地の周辺【第2種禁止地域】



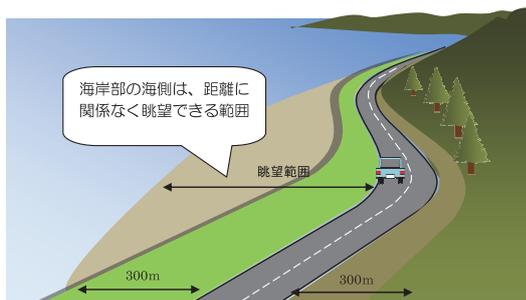
○北陸新幹線の沿線【第3種禁止地域】



○文化・教養施設の周辺【第3種禁止地域】



○観光ルートの沿線【第2種または第3種禁止地域】

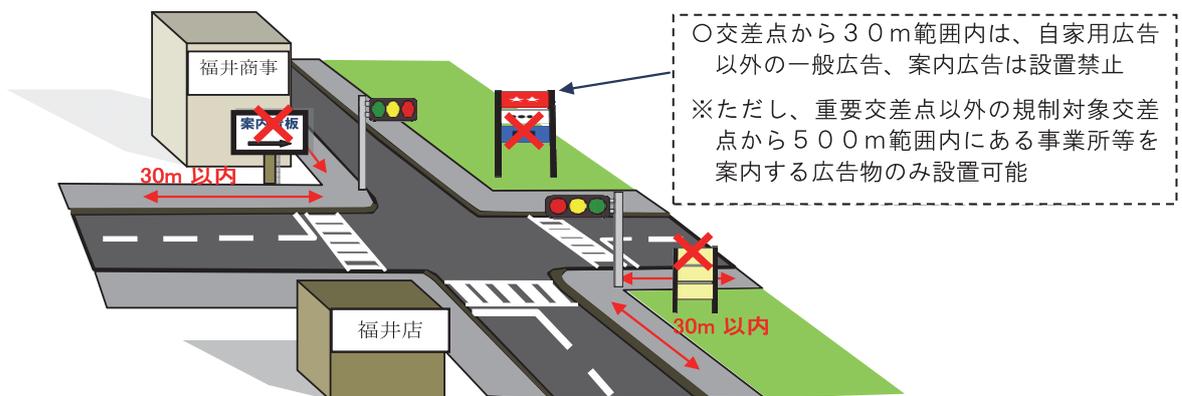


○足羽山・足羽川の周辺【特定制限地域】



(3) 信号交差点周辺の規制

・主要な信号交差点周辺では、一般・案内広告物が原則設置禁止となります。



<規制対象となる交差点>

・次に示す交差点のうち、信号機のある交差点が規制対象となります。

- ① 国・県が事故危険交差点として選定している交差点および路面電車が通過する道路にある交差点 (重要交差点)
- ② ①の交差点のほか、以下の交差点
 - ・ 国道と国道が交差する交差点
 - ・ 国道と県道が交差する交差点
 - ・ 国道と市町道が交差する交差点
 - ・ 県道と県道が交差する交差点

条例の改正内容

注) 以下の基準は主なものであり、全てを掲載しているわけではありません。

(4) 新たな設置基準

・ 禁止地域等

区分		第1種禁止地域		第2種禁止地域		第3種禁止地域	
自家用	屋上広告	設置禁止	総量面積 10㎡ 以内	高さ2m ※1 (塔型は禁止)	総量面積 20㎡ 以内	高さ4m (塔型は禁止)	総量面積 30㎡ 以内
	壁面広告 ※2	1壁面の1/5 以下の表示面積		1壁面の1/5 以下の表示面積		1壁面の1/5以 下の表示面積	
	広告板	高さ3m		高さ5m		高さ8m	
案内	広告板	設置不可		高さ2m、面積1㎡〔片面〕 (特別豪雪地帯は高さ3m) 【集約化して設置の場合】 高さ5m、面積5㎡〔片面〕		高さ4m、面積3㎡〔片面〕 【集約化して設置の場合】 高さ5m、面積10㎡〔片面〕	
一般	広告板	設置不可		設置不可		設置不可	

・ 許可地域等

区分		特定制限地域		許可地域	
自家用	屋上広告	高さ5m (塔型は禁止) (視点場から眺望できるものは設置禁止)		高さ10m (塔型は禁止)	
	壁面広告 ※2	1壁面の1/5以下の表示面積		1壁面の1/5以下の表示面積	
	広告板	高さ8m、面積30㎡		高さ10m 建物の延べ面積が1千㎡まで 1千~1万㎡ 1万㎡超	面積30㎡ 面積50㎡ 面積80㎡
案内	広告板	高さ8m、面積20㎡		高さ10m、面積30㎡	
一般	屋上広告	高さ5m		高さ10m	
	壁面広告 ※2	1壁面の1/5以下の表示面積		1壁面の1/5以下の表示面積	
	広告板	高さ8m、面積20㎡		高さ10m、面積30㎡	

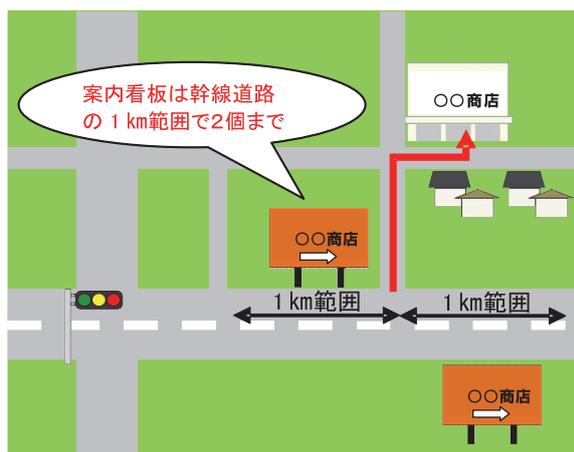
※1 観光地周辺地域で視点場から眺望できる屋上広告を禁止している地域もあります。

※2 上記の基準は1壁面の面積が100㎡を超える場合であり、
1壁面の面積が100㎡以内の場合、表示面積は1壁面の面積の1/2以下で、かつ、20㎡以下。

(5) 案内広告物の個数等の制限

・ 禁止地域において案内広告物を設置する場合、個数、範囲が制限されます。

表示または設置の場所		範囲	個数
禁止地域	幹線道路等沿線 【第2種・第3種禁止地域】	最寄りの交差点から1km 範囲	1事業所等ごとに 2個以内
	観光地周辺・公共施設周辺 高速道路沿線・新幹線沿線 【第2種・第3種禁止地域】	案内しようとする事業所等 から1km範囲	1事業所等ごとに 2個以内
・ 観光地や公共施設の周辺 ・ 高速道路や自動車専用道路の出入口		100m範囲	設置禁止

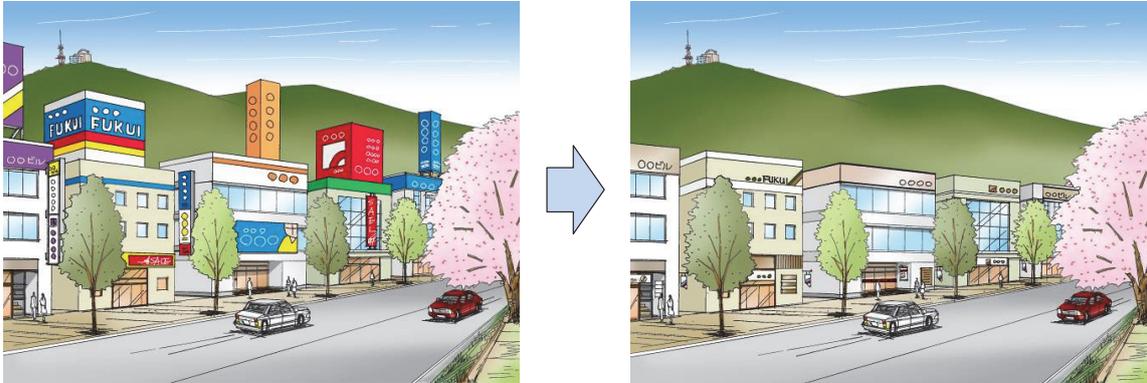


* 「最寄りの交差点」とは、禁止地域に指定される道路から案内しようとする事業所等までの経路が最も近くなる交差点

条例の改正内容

(6) 塔型屋上広告物の規制

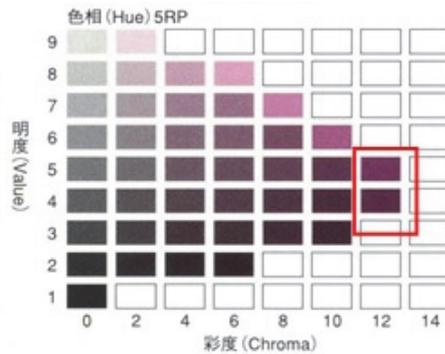
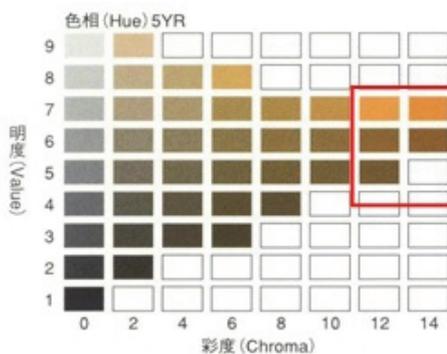
- ・屋上から突出する塔型の屋上広告物は、建物とのバランスだけでなく、山並みや街並みのスカイラインを乱すことになるため、全地域において、塔型屋上広告物は設置禁止となります。
- ・屋上広告物の形状は、
「主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が1以下」（縦÷横 \leq 1）となります。



(7) 色彩の規制

- ・屋外広告物のデザインにおいて色が果たす役割は重要であることから、色彩に関する規制が新たに追加されます。

	共通基準	上乘せ基準
改正基準	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観や自然景観に調和し、周囲の景観を阻害しない意匠や色彩にすること ・地色に高彩度色（マンセル値による彩度1.2以上のもの）を使用しないこと ・蛍光および発光塗料を使用しないこと ・使用色を必要最小限にすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物を設置しようとする場所が市町の策定する景観計画において、景観計画区域に指定されている場合は、景観形成基準に適合すること



出典：JIS 標準色票
—：規制対象色彩

※詳細（条例・施行規則の新旧対照表や基準等）は、福井県土木部都市計画課のホームページをご参照ください。
⇒ <http://www.pref.fukui.jp/doc/tokei/koukoku/koukokutop.html>

※大野市は独自に条例を定めていますので、大野市役所のホームページ（景観・屋外広告物）をご参照ください。
⇒ <http://www.city.ono.fukui.jp/city/machi/machi006/index.html>

経過措置

現在、適法に設置されている広告物については、経過措置として改正条例が施行される平成28年10月1日から**6年間**の猶予期間が設けられています。

新たな基準に適合しなくなった広告物については、6年が経過するまでに撤去改修が必要となります。

注) 新基準の適用について、許可地域では広告物の変更（改造）を行う際に新基準を適用するなど、地域によって異なりますので、詳しくは各市町にお問い合わせください。

注) 福井県屋外広告物条例には、違反広告物に対する罰則規定（条例第47条）があります。

補助制度の創設

条例改正に伴い、新たな基準に適合しなくなった広告物（既存不適格広告物）について、福井国体の開催までに改善が進むよう、期間を限定し、撤去、改修費用の一部を支援する補助事業（屋外広告物景観改善支援事業）を創設しました。

(1) 補助期間

- ・平成28年10月1日～平成30年8月31日

(2) 補助対象経費

- ・一般・案内広告物の撤去費 ・自家用広告物の撤去、改修費

注) 補助対象となる広告物は、禁止地域や特定制限地域、信号交差点の規制により、6年以内撤去、改修が必要となる広告物です。

[条件]

- ・現在、屋外広告物の許可を受けて設置されていること。
- ・福井県内に営業所を有しており、県に登録されている屋外広告業者が施工すること。
- ・撤去、改修により、1住所地全体の広告物が新基準に適合すること。

(3) 補助率

- ・2/3（県1/2、市町1/6）

(4) 補助金額

- ・補助対象経費のうち、補助対象上限額の範囲内の金額に対し、補助率を乗じたものが補助金額となります。

<補助対象上限額の一覧> (単位：千円)

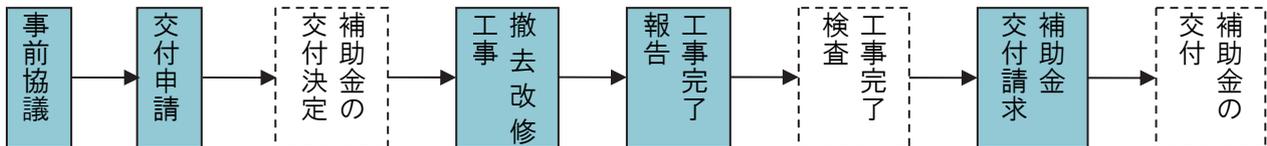
	補助対象 上限額
野立看板の撤去	200
自家用屋上広告板の撤去	600
自家用広告板の改修	1,000
自家用屋上広告板の改修	1,500

$$\text{補助金額} = \text{補助対象経費} \times \text{補助率} \leq \text{補助対象上限額} \times \text{補助率}$$

(千円未満切捨て)

(5) 補助申請の流れ

- ・各市町にご相談していただき、下記の流れで補助金交付の手続きを行ってください。
- ・なお、補助申請は1住所地ごとに1事業所1回限りとなります。1住所地に複数の屋外広告物の撤去、改修がある場合は、まとめてご申請ください。
- ・申請に必要な様式（交付申請書等）については、福井県のホームページからダウンロードすることができます。



■ : 申請者の手続き

(6) お問い合わせ先

- ・詳しくは撤去、改修前に各市町の屋外広告物担当課へご相談ください。

市 町	担 当 課	電 話 番 号
福 井 市	監 理 課	0776-20-5555
敦 賀 市	都市政策課	0770-22-8137
小 浜 市	都市整備課	0770-64-6026
大 野 市	建築営繕課	0779-66-1111
勝 山 市	都市政策課	0779-88-8108
鯖 江 市	都市計画課	0778-53-2239
あわら市	建 設 課	0776-73-8032
越 前 市	都市計画課	0778-22-3012
坂 井 市	都市計画課	0776-50-3050
永平寺町	建 設 課	0776-61-3948
池 田 町	産業振興課	0778-44-8002
南越前町	建設整備課	0778-47-8003
越 前 町	定住促進課	0778-34-8727
美 浜 町	土木建築課	0770-32-6707
高 浜 町	建設整備課	0770-72-7702
おおい町	建 設 課	0770-77-4057
若 狭 町	建 設 課	0770-45-9104